



後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策 (3)2016-17年度の研究成果と課題 : 漸進的無償化プログラムの提言にむけて

渡部, 昭男

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 11(2):153-162

(Issue Date)

2018-03-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010229>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010229>



後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策 (3)2016-17年度の研究成果と課題

—漸進的無償化プログラムの提言にむけて—

Principle and measures of “the progressive introduction of free education”
in upper secondary/higher education: (3) Results of research in 2016-17 and
further problems : Towards the report for proposal of program on
“the progressive introduction of free education”

渡部 昭男*

Akio WATANABE*

要約：「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」(JSPS 科研費15H03474)と題した共同研究を2015年度から開始した。第一報は研究構想を、第二報は2015-16年度の研究実績を要約し(無償教育の思想、無償教育/漸進的無償化の法原理、具体策)更なる課題を示した。3年目(2017年度)においては、2016年度と同様に、研究分担者18名を①無償思想、②法原理・学生調査、③経営評価、④高校教育・高大連携、⑤青年期教育、⑥地域研究1北海道、⑦地域研究2山陰、⑧アジア研究の8グループに編成して進めた。ここでは第三報として、2016-17年度の研究実績を要約しつつ、漸進的無償化プログラム(高等教育版)の提言にむけた枠組み設定を行い、更なる作業課題を示した。

キーワード：教育への権利、無償教育の漸進的導入、国際法規の誠実遵守、漸進的無償化プログラム、提言

1. 漸進的無償化プログラム研究の要請

日本国憲法は第98条2項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めている。国際人権A規約(社会権規約 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、1966年国連総会採択、1976年発効/日本：1978年署名、1979年批准)の第13条2項(b)中等教育・(c)高等教育における「特に、無償教育の漸進的な導入により」の部分に関して、2012年9月11日、日本政府は留保の撤回を国連に通告した。それ以降、日本国は「無償教育の漸進的導入 the progressive introduction of free education」原則(以下、「漸進的無償化」原則)に拘束されることとなった。同様の規定は、児童権利条約(Convention on the Rights of the Child、1989年国連総会採択、1990年発効/日本：1994年批准)の第28条にもあるが、中等教育に関する例示規定(1項(b))に留まるとともに、高等教育(同(c))には含まれていない。

「漸進的無償化」原則の誠実遵守に寄与すべくスタートしたのが、「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総

表1. 2016～17年度における共同研究活動一覧

2016.07.16.	(龍谷大学大宮学舎) 2016 全体会議：個人及びグループの研究計画の交流/公開研究会(1)留保撤回後の研究運動の課題と展望
2016.08.23.	(北海道大学) 特別企画(1)韓国の高等教育をめぐる動向と情勢
2016.09.03.	(龍谷大学深草学舎) 公開研究会(2)1 高等教育の公費負担の逆進性問題/2 若者の貧困
2016.11.19.	(東洋大学) 公開研究会(3)世帯収入 400 万円以下家庭の授業料免除@東大
2016.12.17.	(キャンパス・イノベーションセンター東京) 特別企画(2) 韓国における「大学構造調整」政策と大学評価/公開研究会(4)1 経済格差と英語教育/2 私学助成運動と教育費の無償化
2017.02.11.	(フォーレスト本郷) 日韓シンポ：学費半額化と若者支援をめぐる都市・大学のガバナンス—首都ソウル vs. 東京
2017.03.03.	(龍谷大学深草学舎) 「無償教育の漸進的導入」と大学評価基準
2017.07.09.	(キャンパスプラザ京都) 2017 全体会議：個人及びグループの研究計画の交流/公開研究会(1)成熟社会と無償教育—教育の公共性論を越えて
2017.08.11.	(北海道大学) 特別企画(1)韓国の大学再編—ガバナンス・学長選考・教授会
2017.08.25.	(桜美林大学) 公開研究会(2) 「漸進的無償化プログラム」の中間提案
2018.09.09.	(明治学院大学) 公開研究会(3) 新学校教育法体制下における大学のゆくえ
2017.09.10.	(フォーレスト本郷) 公開研究会(4)1 社会及び若者の高等教育要求をどう考えるか/2 高校現場からみた高校等就学支援金制度及び給付型奨学金制度
2017.11.04.	(KKR 中目黒ホテル) 特別企画(2)韓国における新政権の主要教育政策
2017.11.19.	(龍谷大学深草学舎) 公開研究会(5)いま日本社会に求められる教育権・学習権の保障—基礎教育から高等教育まで
2017.12.18.	(響都ホール) 公開研究会(6) 「定型型社会=持続可能な社会保障」の構想
2018.01.28.	(フォーレスト本郷) 日欧シンポ：国際人権A規約第13条「教育への権利」
2018.03.26.	(日本大学) 公開研究会(7) 「教育費の政治経済学」アプローチ

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授(鳥取大学名誉教授/「漸進的無償化」科研代表)

(2017年9月30日 受付)
(2017年10月31日 受理)

合的研究」(JSPS 科研費15H03474、2015-17年度、略称「漸進的無償化」科研)に係る共同研究である。

同原則に関わって戸塚悦朗氏(国際人権法)は、科研2016公開研究会(1)において、「日本政府との対話を通じて、漸進的無償化導入へのプログラム策定の責務を承認させる運動」を提起している。また研究分担者である田中秀佳氏(教育経営学、教育法)は、国際人権A規約第13条「教育への権利」についての指標策定やモニタリングの必要性にふれ、「(1)法律が条約における締約国の義務を具体化し、実現するものであるかどうかをみる Structural indicators、(2)法律、政策、プログラム等が権利実現のために効果的に策定されているかについての内容、程度をみる Process indicators、(3)実施状況を評価する Outcome indicators」を紹介している(第二報)。

今回の第三報では、さらに一步を進めたい。すなわち本稿では、2016-17年度の研究活動(表1)の実績を踏まえつつ、漸進的無償化プログラム(高等教育版)の提言にむけた枠組み設定を行い、更なる作業課題を示す。

2. 漸進的無償化プログラム提言にむけた枠組み設定

(1) 学費の負担軽減+奨学金等+修学支援+就労支援生活保障 田中(2014)¹⁾は、国際人権A規約第13条「教育への権利」において、2項(初等教育の無償、中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」)は、1項の内容を促進するための義務規定であるとしている。そして、Beiter の論考に依拠しつつ、Tomasevski のいう「4-A スキーム」、すなわち利用可能性 availability、アクセス可能性 accessibility、受容可能性 acceptability、適応可能性 adaptability を、分かりやすく紹介している。その際、「accessibility は、国家が全ての個人の就学機会を最大化する義務であり、その障壁を取り除くこと、つまり授業料の無償化が主たる義務となる。無償化を前提として、それに加えて国家によるもう1つの選択的措置(another option)が奨学金制度であるとされる。」との Beiter の見解を重要とみなしている(第二報)。

この研究成果に依拠して、高等教育段階における漸進的無償化プログラム提言にむけた枠組み設定として、まず「A」を学費に関する項目とした。そして、「A1:学費自体の軽減化」「A2:学費減免制の拡充」に区分した。次には、選択的措置である奨学金・学生ローン等に関わる事項を「B」に位置づけ、「B1:給付型奨学金の拡充」「B2:無利子学生ローンの改善」「B3:有利子学生ローンの縮減」「B4:学内勤労奨学金等の拡充」とした。

また、研究分担者である石井拓児氏(教育行財政学)は、「公教育費/私教育費」を9種類に区分し直すとともに「学習権保障制度=学習費保障制度+生活費保障制度」を提言している(第一報)。この研究成果も踏まえて、「C」を「修学支援」に関する項目として「C1:学習費の支援」「C2:学生生活費の支援」とし、さらに「D」を「就労支援・生活保障」に関する項目として「D1:

表2. 漸進的無償化プログラム(高等教育版)提言のための枠組み設定 (渡部昭男2017)

区分		国レベル	都道府県レベル	市区町村レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学	A1:学費自体の軽減化					
	A2:学費減免制の拡充					
	B1:給付型奨学金の拡充					
	B2:無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除/猶予 ・救済制度 等					
B 奨学金・学生ローン等	B3:有利子学生ローンの縮減					
	B4:学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA 等					
	C1:学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学会活動費補助 等					
	C2:学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助(学割拡大を含む) ・交通費補助(学割拡大を含む) ・まかない費補助(百円朝食)等					
C 修学支援	D1:就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援 等					
	D2:生活保障 ・生活保護制度 ・若者手当/年金 等					
D 就労支援生						

就労支援」「D2:生活保障」の項を起こしてみた。

(2) 国レベル、地方レベル、法人レベル、民間レベルの方策

本科研では、訪問調査、特別企画、日韓シンポジウムを組合せつつ、韓国における漸進的無償化の進展状況を探ってきた。その中で把握された国・地方・大学・民間レベルでの諸方策は、以下のようである²⁾。

- ・国レベル:給付型国家奨学金(2016年で支給学生は約120万人、所得階層10分位のうち8分位以下が対象、1・2分位は年額520万ウォンの満額支給、他は所得分位に応じた一定割合)。
- ・地方レベル:[例1:ソウル市]ソウル市立大学校の登録金半額化(2011年477.5万ウォンを2012年239万ウォンに半減;機関補助)、学生ローンの利子負担支援事業(ソウル市内の大学に通う学生からソウル市出身の市外の大学に通う学生に拡大:個人補助)。^{カンケオン}[例2:江原道]江原道立大学の登録金減額化(例えば2011年人文系158.2万ウォンを2012年125万ウォンに減額;機関補助)、給付型道奨学金(江原道立大学生から道出身の道内大学進学者に拡大:個人補助)。
- ・大学レベル:各大学レベルでの給付型奨学金制度の創設を第II種国家奨学金(大学1対国1の負担)枠により誘導促進している。また、講義補助(TA)などの勤労奨学金もある。
- ・民間レベル:民間団体や企業等による各種の奨学金がある。

これらを参考に、上述したABCDの縦軸に対して、横軸には国レベル、都道府県レベル、市区町村レベル、法人レベル、民間レベルの5区分を設けた(表2)。まずは、この枠組みにおいて、漸進的無償化の政策・施策・事業の諸事例を収集しようというのである。なお、この区分は高等教育段階における仮説的な当面の枠組み設定³⁾であり、今後さらに検討を深めたい。

3. 「A:学費」項目

(1) A1:学費自体の軽減化

国公立大学の授業料等については、文部科学省が作成した「国公立大学の授業料等の推移」⁴⁾の資料によって、1975~2015年度までの標準額・平均額の推移を知ることができる。また、個別大学の授業料等に関しては、大学ポータルや大学入試情報サイト⁵⁾に一覧が掲載されており、誰でも公開情報が入手可能である。

表3. 私立大学(学部)・短期大学における初年度納付金の推移 単位:円(前年度比率)

年度	私立大学(学部)				私立短期大学			
	授業料	入学金	施設設備費	合計	授業料	入学金	施設設備費	合計
2008	848,178(1.6)	273,602(0.0)	187,281(Δ1.6)	1,309,061(0.8)	687,240(2.2)	254,949(0.7)	187,570(1.1)	1,129,759(1.7)
2009	851,621(0.4)	272,169(Δ0.5)	188,356(0.6)	1,312,146(0.2)	691,257(0.6)	253,112(Δ0.7)	186,717(Δ0.5)	1,131,086(0.1)
2010	858,265(0.8)	268,924(Δ1.2)	188,477(0.1)	1,315,666(0.3)	694,225(0.4)	251,386(Δ0.7)	185,399(Δ0.7)	1,131,011(0.0)
2011	857,763(Δ0.1)	269,481(0.2)	187,007(Δ0.8)	1,314,251(Δ0.1)	692,507(Δ0.2)	250,698(Δ0.3)	179,200(Δ3.3)	1,122,406(Δ0.8)
2012	859,367(0.2)	267,608(Δ0.7)	188,907(1.0)	1,315,882(0.1)	694,777(0.3)	248,770(Δ0.8)	177,971(Δ0.7)	1,121,517(Δ0.1)
2013	860,266(0.1)	264,417(Δ1.2)	187,907(Δ0.5)	1,312,590(Δ0.3)	694,888(0.0)	247,163(Δ0.6)	175,140(Δ1.6)	1,117,191(Δ0.4)
2014	864,384(0.5)	261,089(Δ1.3)	186,171(Δ0.9)	1,311,644(Δ0.1)	693,495(Δ0.2)	245,783(Δ0.6)	173,825(Δ0.8)	1,113,103(Δ0.4)

注)文部科学省「私立大学等の入学者に係る学生納付金等調査結果について」各年度より作成

【国立大学の学費】

国立大学の授業料等は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(2004.3.31.)に定める金額を標準(標準額)として、各大学がそれぞれ金額を設定する⁶⁾。同省令はその後改訂されておらず、標準額としては、大学の学部について授業料535,800円、入学金282,000円、検定料17,000円が維持されている。

なお、2015年12月1日の国会審議を契機⁷⁾に「15年間で約40万円の増、約93万円の授業料になる」のではないかと問合せがあったことに対して、文部科学省高等教育局は「国立大学の授業料について」(2016.3.4.)⁸⁾を発して、「文部科学省としては、今後、毎年国立大学の授業料を引き上げて40万円も値上げを行うことは考えておりません」(ゴシックは原文)との立場を明らかにしている。

しかし、2012年の留保撤回以降においては、現状維持に留めずに、学費自体の減額化に踏み込まねばならない。

【公立大学の学費】

学校基本調査⁹⁾によれば、2017年度において公立大学は90校であり、国立大学の86校を若干上回っている。

公立大学の授業料等は、一般社団法人公立大学協会のホームページにある「公立大学基本情報」中の資料¹⁰⁾により知ることができる。同協会の「公立大学ファクトブック2015(暫定版)」¹¹⁾によれば、留保撤回後の2012~15年度において、昼間学部生で授業料の平均は537~538千円、入学科(域外者)は390千円強、入学科(域内者)は310~311千円と、ほぼ横ばい状態にある。授業料について国立大学の標準額と比較すると、大学院大学を除く84校中、上回る額:3校(3.7%)、同額:76校(93.8%)、下回る額:5校(6.2%)であった。

公立大学の特徴として、「地域に配慮した入学金設定」¹²⁾になっていること、国立大学標準額よりも安い授業料設定を行っている大学があること等を挙げることができよう。

とは言え、やはり2012年の留保撤回以降においては、現状維持に留めずに、学費自体の減額化が検討されねばならない。日本国政府は、公立大学においても学費の軽減が進むような方策を採るべきと言えよう。

【私立大学・短期大学の学費】

同じく学校基本調査によると、2017年度における私立大学数は604校であり、国公私立計780校の77.4%を占めている。短期大学についてみると私立は320校であり、公私立計337校の95.0%に上っている。

消費税率アップ(5%→8%)の2014年度に際して、便乗して学費を値上げした私立大学がある¹³⁾。そのため、文部科学省「国公私立大学の授業料等の推移」にデータがある年度についてみると、留保撤回時の2012年度→直近の2014年度において、私立大学

平均の授業料は859,367円→864,384円へと上昇している。一方、入学科は267,608円→261,089円へと若干減少していた。

私立大学(学部)・短期大学における、授業料・入学科にさらに施設設備費を加えた初年度納付金の推移(2008~14年度)をみると(表3)、私学全体の平均額はすでに頭打ち状態、ないし若干の減少傾向にある(特に私立短期大学)。強気に値上げする一部の私学に対して、値上げできない短期大学や地方私大の存在が推測される。

私学に関して言えば、国際人権A規約に直接拘束される法的地位にはないが、その公共性を高める方途の一環として、「漸進的無償化」が検討されねばならない¹⁴⁾。また、日本国政府はそれを支援する必要があるだろう。

【授業料を半額化した場合の試算】

自由民主党「教育再生実行本部 第八次提言」(2017.5.18.)は、高等教育無償化に係る予算を、「大学、大学院、短大、専門学校を対象に授業料を無償化した場合(3.7兆円)」(所得制限900万円以下を設けた場合は2.7兆円)、「国立大学の授業料相当額を大学から専門学校まで一律免除した場合(国立大学の授業料無償化、私立大学の授業料負担軽減)(1.8兆円)」(同1.3兆円)と見込んでいる¹⁵⁾。

これとは別に、仮に韓国のように学生の授業料負担を当面半額化するとしたら、「国立大学授業料(標準額)の半額相当267,900円」を、先に用いた学校基本調査の速報値に基づく「国公私立大学学部学生数+同大学院生数+公私立短期大学生数+高等専門学校専門課程学生数+専修学校専門課程(専門学校)生数=357万人」に掛ける計算式により9,564億円、すなわち1兆円弱という試算となる。

(2) A2:学費減免制度の拡充

【国立大学における学費減免制度】

国立大学における学費減免制度¹⁶⁾は、国立学校設置法の1960年一部改正における追加規定第12条によれば、①経済的理由によって納付が困難であると認められかつ学業優秀と認めるとき、②その他やむを得ない事情があると認めるときに、学費の全部もしくは一部を免除することが「できる」という仕組みであった。

これに対して、法人化以降は、先述した「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」の第11条(経済的負担の軽減のための措置)によって、「国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学科又は寄宿料の全部又は一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする」と、「学業優秀」を削除した上で義務規定となっている。

また、法人化以前においては、例えば、文部科学省高等教育局

長通知「授業料免除の取扱いについて」(2003.2.26.)において「授業料収入予定額の5.3%に相当する額」が上限と定められ、また文部科学省高等教育局長通知「授業料免除選考基準の運用について」(2001.3.28.)によって家計基準・学力基準が示されてきた。しかし、法人化以降は一定の枠内ではあるが、各大学が独自に設定できることとなった¹⁷⁾。とは言っても、国の予算額に左右される状況に変わりはない。

財務省資料¹⁸⁾によれば、法人化以降(2004~11年度)の国立大学における授業料減免に係る予算推移は、2004年度:174億62百万円→2009年度:181億18百万円とわずかの増加に留まっていたが、民主党政権に代わって以降は2010年度:196億03百万円(前年度比+14億85百万円)、2011年度:225億22百万円(同+29億19百万円)へ増加していた。

【学費減免の拡充動向】

国立大学以外も含んだ学費減免について、2017年度予算案に関する文部科学省資料¹⁹⁾では、合計436億21百万円(前年度比+27億32百万円)が計上され、以下のように説明されている。

○概要: 学生が経済的な理由により学業を断念することのないようにするため、各大学がさらなる授業料減免等の拡大を図れるよう、運営費交付金、経常費補助金により支援を行う。また、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるための実証研究を行う。

◆国立大学の授業料減免等の充実【再掲】332億75百万円(前年度予算319億82百万円)

【国立大学法人運営費交付金の内数】意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大する。

・免除対象人数:約0.2万人増(平成28年度:約5.9万人→平成29年度:約6.1万人)
(学部・修士)約5.4万人→約5.6万人
(博士)約0.6万人(前年度同)

◆私立大学の授業料減免等の充実【再掲】101億66百万円(86億03百万円)

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援する。

・減免対象人数:約1.0万人増(平成28年度:約4.8万人→平成29年度:約5.8万人)

◆専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する1億81百万円(3億05百万円)

実証研究事業【再掲】

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

・対象人数:約0.1万人

さらに、2018年度の概算要求²⁰⁾においては、対前年度比+約80億円の514億円となっている。このように近年、学費減免予算が拡充されつつあることが分かる。

【東京大学方式:世帯年収400万円以下家庭の授業料免除】

学費減免制度に関して注目したいのが、いわゆる東大方式、「世帯年収400万円以下家庭の授業料免除」(2008年度~)である。この方式に関しては、学生自治会の取り組みの中で導入されたことを忘れてはならない。

この方式が創設された経緯について、教養学部学生自治会で当時この取り組みに携わった今中政輝氏²¹⁾は、東京大学における「全構成員自治の原則」をまず挙げた上で、ポイントを①長年の運動の積み上げ、②困っている当事者の学生が運動の中心にいた、

③聞き取り調査で当事者の声を深く可視化し自分たちも学生たちも教職員もそこから考えた、④取り組む主体の中にも「心の壁」があることを理解しそれでも寄り添いあう努力をした、⑤「量」を追求した運動(署名1000筆、毎朝ビラまき2000枚)、⑥総長宛署名とそれに答えた大学執行部、の6点にまとめている。

東大方式の概要は、「授業料免除は、学力基準及び家計基準による選考のうえ、授業料の半額または全額免除が許可されることがあります。(ただし、予算の状況によっては免除されない場合があります。)なお、学部学生(留学生を除く)で世帯の総所得金額が218万円以下(給与収入のみの場合は400万円以下)の場合は、学力基準及び家計基準による選考のうえ、全額免除が許可されることがあります。」²²⁾と解説されている。

今中氏は、同方式の意義について、「年収で明確に受給資格が分かるので、親が低所得の世帯には受験前から安心の制度」「親が低所得で地元の国公立進学を考えていた学生が、制度の存在を聞いて東大を受験」の2点を挙げている。東京大学学生生活実態調査のデータによれば、450万円未満世帯学生の比率が2007年度:9.3%→2008年度:17.6%へと増加しており、今中報告は低所得世帯の入学が実際に増えたことを指摘している。一方、課題としては、学部学生のみを対象としたもの/東大に限定されたものであることから、まず「授業料免除枠の拡充、他大学への普及」を挙げている。そして、「奨学金・生活支援の必要性/学費無償化だけでは本当の困窮者は救えない、…東京の家賃は高い!自宅外生の支出の半分(6.1万)が住居費」等を問題状況として例示している。

【年収400万円以下家庭の授業料免除制度を創設した場合の試算】

東大方式を全国的な制度として創設するにはどの程度の予算が必要となるのだろうか。「年収400万円以下家庭」の学生を計算し易い「1割」と仮定してみると、例えば神戸大学について、2017.5.1.現在の在籍数で試算すると、「(学部学生数11,589人×0.1≒1,159人)×授業料年額535,800円=620,992,200円」「(大学院生数4,555人×0.1≒456人)×同535,800円=244,324,800円」となり、学部生のみ対象とすると約6億21百万円、大学院生も加えると約8億65百万円となる。ちなみに、2016年度の財務諸表²³⁾によれば、神戸大学の「教育経費」の中の「奨学費」は9億16百万円と報告されている。

この計算式を、学校基本調査の速報値をもとに全国レベルに敷衍すると、対象を国立大学学部学生に限定してスタートした場合に約237億円、国公私立大学学部学生とすると約1,384億円の試算となる。さらに、公私立短期大学生を加えると約66億円の追加、国公私立大学院生を加えると約134億円の追加、国公私立高等専門学校専門課程学生を加えると約12億円の追加、専修学校専門課程(専門学校)生を加えると約315億円の追加となる²⁴⁾。すべてを対象としたとして、合計で約1,911億円である。

なお、実際に制度化する場合、学生個々を支援する個人補助方式、学生を受け入れる学校を直接支援する機関補助方式が考えられるが、日本国憲法第89条も考慮して私学への対応を慎重にしたとすれば、高等学校等就学支援金のように当該生に受給権を認めたと上で、就学する学校が代理受給する方式であれば無理がないといえよう。

(3) 学費の後払い制

自由民主党「教育再生実行本部 第八次提言」において、「学費の後払い制」が提言されて、俄かに注目を集めている。すなわち、「高等教育については、公私負担割合を検討した上で、日本型 HECS 方式の導入を検討／（注）HECS（Higher Education Contribution Scheme）：オーストラリアの高等教育拠出金制度。在学中の授業料は無償とし、卒業後に所得に応じて源泉徴収により拠出金を納付。」と記載されている²⁵⁾。卒業後の所得とイかに連動させるのか、無利子なのか有利子なのか、一定の所得に達しなかった場合の納付の猶予・免除など肝心な部分がまだ見通せない段階ではあるが、まさに学費の「後払い（出世払い）」策であり、形を変えた「学生ローン」である。従って、学費の軽減／漸進的無償化を企図する「A」項目には含めていない。

4. 「B：奨学金・学生ローン等」項目

(1) B1：給付型奨学金の創設／拡充

第193回国会において、「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律」が成立し（2017.3.31.）、給付型奨学金制度の創設が決まった（2017年度一部実施、18年度～本格実施²⁶⁾）。貸与型制度（学生ローン student loan）での返還免除ではなく、返還不要の給付型制度（奨学金 scholarship）を創設した意義は大きい。

【経緯】

OECD 調査（2014年版）において、高等教育費に関して日本・韓国・チリの3か国が「高授業料・低補助」に分類されていた²⁷⁾。その後、隣国の韓国では給付型国家奨学金が急速に拡充されており²⁸⁾、日本でも給付型奨学金の創設を求める声が高まっていた。

2016年7月10日の第24回参議院議員通常選挙に際して、与野党を問わず、給付型奨学金の創設など学費負担の軽減を選挙公約に掲げた。そして、文部科学省内の「給付型奨学金制度検討チーム」(2016.7.4.発足)において具体的な制度設計がなされた²⁹⁾。

【2017年度予算の編成過程】

文部科学省資料によれば、「[学びのセーフティネットの構築] 給付型奨学金制度の創設【事項要求】対象者や財源等の課題を踏まえつつ、平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得る」と、まず説明されていた³⁰⁾。その後、大臣折衝の過程で給付型奨学金制度創設に係る基金創設のために70億円が計上された。「平成29年度 予算（案）主要事項」³¹⁾では、以下のように説明されている。

○概要：意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要である。このため、①給付型奨学金の創設や、②無利子奨学金の貸与人員の増員、③低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃を実施するとともに、④新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応を進めるなど、大学等奨学金事業の充実を図る。

◆給付型奨学金の創設70億円(新規)

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学を断念している者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設する。また、(独)日本学生支援機構に基金を造成し、制度を安定的に運用することで、学生等への支援を確実に実施する。なお、平成30年度からの本格実施に先立ち、平成29年度は、特に経済的に厳しい状況にある学生等を対象に、一部先行して実施する。

・給付人員約2,800人 ※内訳：私立・自宅外生～約2,200人、社会

的養護を必要とする学生等～約600人

【制度の概要】

日本学生支援機構の資料「奨学金の制度（給付型）」³²⁾によれば、2018年度以降に関しては以下のものである。

○募集対象者：2018年度に大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）に進学を予定している人、及び高等専門学校3年次から4年次に進級する予定の人であって、以下のア又はイのいずれかに該当する人。ア．住民税非課税世帯（市町村住民税所得割額が0円）の人、又は生活保護受給世帯の人／イ．社会的養護を必要とする人。

※1：18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（2017年4月～「児童心理治療施設」に改称）、自立援助ホームに入所している人若しくは入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されている人若しくは養育されていた人。

※2：2018年3月末に高等学校等を卒業予定の人の他、高等学校を卒業後2年以内の人、高卒認定試験合格者で合格後2年以内の人。

○基準：具体的な基準は、機構から提示するガイドラインを踏まえて各高等学校等が定める。各高等学校等は、定めた推薦基準に基づいて選考を行い、機構が示す推薦枠の範囲内で機構に採用候補者を推薦する³³⁾。

○給付月額：国公立：自宅通学2万円、自宅外通学3万円／私立：自宅通学3万円、自宅外通学4万円

※1：国立で授業料の全額免除を受ける場合は給付月額を減額する³⁴⁾。

※2：社会的養護が必要な人には別途一時金として入学時に24万円を支給する。

【拡充に向けた見直しの必要】

2018年度以降は1学年当たり約2万人、全学年が対象となる2021年度以降は計約6万人、予算額約220億円が見込まれている³⁵⁾。先に触れたように、韓国の国家奨学金は2016年度において、受給学生は「約120万人」であり、支給額は所得に応じて異なっており、10区分ある所得分位の基礎（日本の生活保護世帯）～第2分位は基本額の年520万ウォン（約52万円）、第3分位は390万ウォン（基本額の75%）、第4分位は286万ウォン（55%）、第5分位は168万ウォン（32%）、第6分位は120万ウォン（23%）、第7～8分位は67.5万ウォン（12%）、第9～10分位は支給なし、となっているという。今回創設された日本の給付型奨学金は極めて限定されたものであり、今後さらに拡充すべき余地は大きい。

同法附則第4条では、施行後5年経過後における必要な見直し規定されている。当面の課題として、衆議院での「附帯決議」は以下の12点を挙げている³⁶⁾。

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 政府は、給付型奨学金制度を継続的かつ安定的に運用できるよう、必要な財源の確保に努めるとともに、基金に対し個人及び企業等からの寄附が促進されるよう、教育資金に係る寄附文化の醸成に向けた広報活動や税制改正の検討に努めること。

- 2 高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教育を受ける機会が均等に確保されるよう、給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること。また、給付対象の大学院生への拡充についても検討に努めること。
- 3 政府及び機構は、学生・生徒、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行い、貸与型奨学金制度を含めた奨学金制度全般の周知徹底に努めること。また、スカラシップ・アドバイザー事業（仮称）が十分な効果を発揮するよう、積極的な支援を行うこと。
- 4 政府は、各学校が推薦を行うに当たり、公平性・公正性が保たれ、推薦を受ける当該生徒のプライバシーや名誉が守られるよう、各学校現場に対し必要な支援を行うこと。
- 5 国立大学に進学した者が授業料減免を受けた場合の「給付額の調整」による減額については、給付型奨学金制度の「進学の後押し」という制度趣旨が没却されないよう、受給者の経済事情等に十分配慮して行うこと。
- 6 機構は、給付型奨学金制度の創設に伴い業務量の増加が見込まれる中においても同制度が円滑に実施されるよう、その体制の整備に万全を期すこと。
- 7 給付を廃止し、又は返還をさせる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、学生ができるだけ安心して学業に専念できるよう、慎重な運用を行うこと。
- 8 政府は、本法附則第四条による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて給付型奨学金制度の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程に関係者の参画を図るとともに、情報公開の充実に努めること。
- 9 教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことを踏まえ、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を改善し、有利子から無利子への流れを更に加速すること。
- 10 平成29年度から導入される新たな所得連動返還型その実現に努めること。また、既に返還を開始している者に対する返還猶予制度等の救済制度の改善にも併せて努めること。
- 11 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において、我が国が平成24年に留保を撤回した「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は、高等教育段階の無償化を視野に入れた教育費の負担軽減策に取り組むこと。
- 12 我が国が引き続き成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、政府は、給付型奨学金制度の創設を契機として、教育費負担の在り方について、地方公共団体、学校関係者及び企業等と一体となって検討を行い、国を挙げて次世代を担う人材の育成に努めること。

なお、国レベルの他に、都道府県レベル、市区町村レベル、大学法人・学校法人レベル、民間レベルでも、給付型奨学金は設けられている³⁷⁾。

(2) B2：無利子学生ローンの改善／B3：有利子学生ローンの縮減

附帯決議にもあるように、学生ローンに関しては、①有利子から無利子への流れを加速すべきこと、②所得連動型返還制度の更なる見直し、③返還を開始している者に対する返還猶予制度等の救済制度の改善、などの課題が挙げられる。

この項目で注目すべきは、学生ローンの返還を支援する新たな仕組みの登場である。すなわち、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、国の地方創生予算による「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進」事業が2015年度から開始された³⁸⁾。例えば、鳥取県は、産業人材の確保とIUターンの促進を図るため、学生ローンの返還を助成する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」を設けている³⁹⁾。また、京都府は、中小企業の人手不足の解消と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、学生ローンの返済負担軽減制度を設ける中小企業を支援する「就労・奨学金返済一体型支援事業費」を開始した⁴⁰⁾。

(3) B4：学内勤労奨学金等の拡充

キャンパス内の補助的業務に雇用したり、SA（スチューデント・アシスタント）、TA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）として学生や大学院生を雇用することで経済的支援や処遇改善を図ろうとするものである。「スチューデント・ジョブ（学内アルバイト）」を大学法人・学校法人レベルですでに事業化しているところもある⁴¹⁾が、「B：奨学金・学生ローン等」の項目に含めるべきか否かは議論の余地があろう。

5. 「C：修学支援」項目

C項目については、「漸進的無償化」科研の8つの研究Gの一つである「地域研究2山陰」の研究成果⁴²⁾に基づいて、鳥取県に係る事例を拾ってみた。

(1) C1：学習費の支援

【就学支援事業】

鳥取大学では、2017年度から「鳥取大学就学支援事業基金」⁴³⁾を創設した。基金の使途としては、授業料等免除事業（授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する支援）、奨学金事業（学資を給付又は貸与する支援）に加えて、留学支援事業（海外への留学に係る費用を支援）、TA・RA事業（学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を支援）とされている。

(2) C2：学生生活費の支援

【学生寮の整備・拡充】

公益財団法人鳥取県育英会は、東京都内に男子寮（明和寮、世田谷区成城、定員73名）、女子寮（清和寮、豊島区目白、定員74名）を運営している⁴⁴⁾。

【鳥取県内出身学生生活支援制度】

公立鳥取環境大学では、2017年度学部入学生から「鳥取県内出身学生生活支援制度」⁴⁵⁾をスタートした。対象者は①入学前年の4月1日から引き続き鳥取県内に住所を有している者、②入学前年の4月1日から配偶者または1親等の親族が引き続き鳥取県内に住所を有している者、③理事長が①又は②に該当すると認める者であり、給付額は①鳥取市に住民票を有しかつアパート等住居の賃貸借契約を結んでいる学生は月額20,000円（親族と同居している場合は除く）、②それ以外の学生は月額10,000円、期間は通算48ヶ月（休学期間は給付しない）となっている。

【無料朝食】

鳥取大学では、2004年度から「新入生ふれあい朝食会」⁴⁶⁾が企画され、学生食堂で無料朝食が提供されている。しかし、春の新入学期間に限定されており、例えば立命館大学が行う「100円朝食」⁴⁷⁾のように年間を通じた支援にはなっていない。

6. 「D：就労支援・生活保障」項目

(1) D1：就労支援

【就活支援バス】

鳥取大学では、就職活動時期に合わせてJR鳥取大学前～大阪（梅田）間において低料金（片道2千円）で就活支援バス⁴⁸⁾を運行している。これは、学生を鳥取県外に運び出す形である。一方、長野県では県内に学生を呼び込むための「信州でインターンシップ応援補助金」事業⁴⁹⁾があるが、鳥取県ではまだスタートして

いない。

【創業支援】

鳥取県では全国で初めて、県下19の全市町村が「創業支援事業計画」を策定し、各市町村の商工団体が「創業支援事業者」に指定されている。創業の相談、創業計画策定支援、創業後の継続支援を行うとともに、創業のための有利な融資制度「創業支援資金」、「創業支援資金」及び日本公庫「新創業融資」を活用する者の当初3年間の利子補助、成長性の高い企業等の創業費等を支援する企業創業チャレンジ補助金などを設けている⁵⁰⁾。

(2) D2：生活保障

生活保護制度は高卒後には就労するものとして制度設計がなされており、進学すると学生本人を生活保護から外す手続きがとられる⁵¹⁾。一方、広井良典氏は「若者基礎年金」を構想し、「人生前半における社会保障」を提起している⁵²⁾。

7. 更なる作業課題

漸進的無償化プログラム（高等教育版）の提言にむけた枠組み設定と事例収集に関しては、本稿⁵³⁾ でイメージしていただけたと思う。更なる作業課題としては、以下の諸点を挙げたい。

- 1) 「教育無償化」が憲法改正論との関わりで俄かに注目を浴びている。政治情勢、政党動向、国会論議、政策動向をさらに追跡すること。
- 2) 国レベルに加えて、都道府県レベル、市区町村レベル、大学法人・学校法人レベル、民間レベルの事例収集をさらに行うこと。
- 3) 比較研究の一環として、韓国調査をさらに継続すること。加えて、他の国についても情報を追加し集積していくこと。
- 4) 同様の手法で、漸進的無償化プログラム（後期中等教育版）の提言にむけた枠組み設定と事例収集を進めること。
- 5) 漸進的無償化に係る経営学からのアプローチとともに、財政学の専門家にも参画願って財政・予算の分析を進めること。
- 6) 以上とともに、漸進的無償化、すなわち公費教育の拡充を促す思想・法原理・社会観などの検討を深めること。

《注》

- 1) 田中秀佳（2014）「国際人権法における教育の漸進的無償化—日本政府による社会権規約13条2項への留保撤回の意義—」『日本教育法学会年報』（43）、55-64。第二報とは、渡部昭男（2017）「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策—(2) 2015-16年度の研究成果と課題—」『神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要』10(2)、199-209。
- 2) 渡部昭男（2016）「韓国における半額登録金運動と国家奨学金制度：第3回及び第4回韓シンポジウムの概要」『教育科学論集』（19）、1-6、渡部昭男（2014）「韓国における登録金半額化と大学の在り方—ソウル市立大学を事例に一」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、29-51、渡部昭男・渡部（君和田）容子・桔川純子（2017）「韓国における登録金減額化と大学の在り方—江原道立大学を事例に一」『大学評価学会年報』（13）、102-121、を参照の

こと。

- 3) 枠組み設定に際しては、研究分担者の石井拓見氏（名古屋大学）及び研究協力者の蔵原清人氏（工学院大学 [名誉]）から貴重な意見を得た。
- 4) 文部科学省「国公立大学の授業料等の推移」。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/_icsFiles/afiedfile/2015/12/25/1365662_03.pdf（2017年9月15日閲覧）
- 5) 大学ポートレートのサイト http://top.univ-info.niad.ac.jp/ に関しては、西川治氏（神奈川総合法律事務所）からご教示いただいた。大学入試情報サイトについては、例えば、「2017年度国公立大学 授業料・初年度学費一覧」（河合塾 Kei-Net）http://www.keinet.ne.jp/dnj/17/gakuhi/k_gakuhi.pdf#search=%27%E5%85%AC%E7%AB%8B%E5%A4%A7%E5%AD%A6+%E6%8E%88%E6%A5%AD%E6%96%99+%E4%B8%80%E8%A6%A7%27。
- 6) 文部科学省「平成22年度国立大学の授業料、入学金及び検定料の調査結果について」（調査対象86法人）によれば、2010年度時点において大多数が標準額と同額に設定していたが、特定の研究科のみ標準額を下回る大学が5校（520,800円）、特定の研究科のみ標準額を上回る大学が2校（572,400円、589,300円）、存在していた。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1293385.htm（2017年9月15日閲覧）
- 7) 大学評価学会では、このことに関連して理事会声明『「無償教育の漸進的導入」原則違反の国立大学授業料値上げをもたらす財務省方針に抗議する声明』（2015年12月13日）を出している。http://www.unive.jp/
- 8) 文部科学省高等教育局「国立大学の授業料について」。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afiedfile/2016/03/04/1367834_01_1.pdf（2017年9月15日閲覧）
- 9) 文部科学省「平成29年度学校基本調査について（報道発表）」。公立大学のほかに、公立短期大学が17校ある。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2017/08/03/1388639_1.pdf（2017年9月15日閲覧）
- 10) 公立大学協会 HP に現在アップされている同資料中の「(6) 学校独自の収入」は、「平成27年度学校基本調査」に対する各公立大学の回答を集計したものである。http://www.kodaikyo.org/ui/h27/?page_id=169（2017年9月15日閲覧）
- 11) 公立大学協会「公立大学ファクトブック2015」pp.31-32。http://www.kodaikyo.org/wp/wp-content/uploads/2017/03/factbook_2015.pdf（2017年9月15日閲覧）
- 12) 同上 p.31。
- 13) 大学評価学会では、このことに関連して特別委員会声明『「無償教育の漸進的導入」原則に反する私立大学授業料の値上げ方針に抗議する声明』（2014年1月23日）を出している。http://www.unive.jp/
- 14) 研究分担者である重本直利氏（龍谷大学／社会経営学）の論考（2014）『「無償教育の漸進的導入」と大学財政の構造転換』細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、167-190、報告（2017）「漸進的無償化プログラムのアジェンダ（行動計画）—私立大学（学校法人）財務の現状から—」

- (日本教育学会第76回大会ラウンドテーブル企画『『漸進的無償化プログラム』の中間提案—教育学と経営学による共創作業—』[『漸進的無償化』科研2017公開研(2)、2017.8.25。])などを参照のこと。大学評価学会 HP2017.9.17.アップ記事 <http://www.unive.jp/> (2017年9月17日閲覧)
- 15) 自由民主党「教育再生実行本部 第八次提言」(2017.5.18.)。 https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/134987_1.pdf (2017年9月17日閲覧)
- 16) 研究分担者である日永龍彦氏(山梨大学)の論考(2014)「日本における学費負担減免の現状と課題—国立大学の動向を中心に—」細川孝編『『無償教育の漸進的導入』と大学界改革』晃洋書房、3-28、を参照のこと。
- 17) 例えば、神戸大学は、「授業料の納付が困難な学生に対して、次のいずれかに該当する場合は、前期または後期毎の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。／なお、授業料免除は限られた予算の範囲内で実施されますので、必ずしも前回と同じ免除結果になるとは限りません。／1. 経済的な理由によって納付が困難で、かつ学業成績が優秀と認められる場合／2. 各期ごとの授業料の納期前6月以内(新入学者が入学した日に属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内)に学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」との案内をホームページに掲載している。 http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/tuition/t_exemption.html (2017年9月17日閲覧)
- 18) 財務省「総括調査票 (10)国立大学における授業料減免」。 https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2011/sy2401/2401b_10.pdf (2017年9月17日閲覧)
- 19) 文部科学省「平成29年度 予算(案)主要事項」中の「3. 学びのセーフティネットの構築／(2)国立大学・私立大学等の授業料減免等の充実」。引用に際して金額の位取りが分かり易いように「億」を追記した。 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2017/01/12/1381131_02_1.pdf (2017年9月17日閲覧)
- 20) 文部科学省「高等教育局主要事項—平成30年度概算要求—」中の「国立大学・私立大学の授業料減免等の充実」。 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2017/08/31/1394955_01.pdf (2017年9月17日閲覧)
- 21) 今中政輝(2016)『『世帯年収400万円以下家庭の授業料免@東京大学』のインパクト 創設の経緯、仕組み、現状と課題』(『漸進的無償化』科研2016公開研(3)、2016.11.19.)。大学評価学会 HP2016.11.14.アップ記事 <http://www.unive.jp/> (2017年9月17日閲覧)
- 22) 東京大学「授業料免除の選考方法について」。計算式は、「給与収入が400万の場合：400万－(400万×0.3+62万)＝218万円」。上記を超える場合にも、自宅外通学者、母子・父子世帯、他の就学者のいる世帯、障害者のいる世帯などにより控除が積算され、免除になる場合もある。 <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/menjobk.pdf> (2017年9月17日閲覧)
- 23) 神戸大学「平成28事業年度財務諸表」。千円単位で、「奨学金916,492千円」と記載されている。 <http://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/public-info/disclosure/law22/zaimu/2016-financial-statements.pdf> (2017年9月17日閲覧)
- なお、「奨学金」に関して、西川治氏及び研究分担者である細川孝氏(龍谷大学)からご教示いただいた。『『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』に関する実務指針』において、「授業料の免除申請を受けた場合、翌期首に至るまでの間は、特段の会計処理は行わない。翌期首において、未収入金及び授業料債務を計上し、授業料債務は期間の進行に応じ収益化していくが、免除申請を許可した場合には、未収入金を奨学金に振替処理することとする。」等(Q16-3)と記載されており、入学金及び授業料の免除額は「奨学金」として計上されるとのことである。 http://www.hp-jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-14-0-2b-20160422.pdf (2017年9月17日閲覧)
- なお、大学ポータルサイトのサイトで、授業料免除者数等を公開している大学もある。
- 24) 国立大学「(学部学生数441,921人×0.1≒44,192人)×同535,800円＝23,678,073,600円[約236億78百万円]」「(大学院生数151,713人×0.1≒15,171人)×同535,800円＝8,128,621,800円[約81億29百万円]」、公立大学「(学部学生数133,756人×0.1≒13,376人)×同535,800円＝7,166,860,800円[約71億67百万円]」「(大学院生数16,091人×0.1≒1,609人)×同535,800円＝862,102,200円[約8億62百万円]」、私立大学「(学部学生数2,007,207人×0.1≒200,721人)×同535,800円＝107,546,311,800円[約1,075億46百万円]」「(大学院生数83,089人×0.1≒8,309人)×同535,800円＝4,451,962,200円[約44億52百万円]」、公立短期大学「(学生数6,670人×0.1≒667人)×同535,800円＝3,573,786円[約3億57百万円]」、私立短期大学「(学生数117,280人×0.1≒11,728人)×同535,800円＝6,283,862,400円[約62億84百万円]」、国公私立高等専門学校(専門課程)「(学生数57,610人×0.4≒専門課程学生数23,044人)×0.1≒2,304人)×同535,800円＝1,234,483,200円[約12億34百万円]」、国公私立専修学校(専門課程)：専門学校「(学生数588,719人×0.1≒58,872人)×同535,800円＝31,543,617,600円[約315億44百万円]」となる。
- 25) 自由民主党「教育再生実行本部 第八次提言」。 https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/134987_1.pdf (2017年9月18日閲覧)
- なお、オーストラリアの高等教育拠出金制度に関しては、伊藤りさ(2005)「オーストラリアにおける高等教育費用負担制度の最近の動向」『レファレンス』(658)、113-121、寺倉憲一(2011)「高等教育費の負担軽減をめぐる諸問題—我が国の課題とオーストラリアにおける所得連動型学生ローンの事例—」『レファレンス』(728)、141-166、などを参照のこと。
- 26) 前一平(2017)「給付型奨学金制度の創設—独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の成立—」『立法と調査』(388)、65-78。
- 27) 齋藤千尋・榎孝浩(2015)「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報』(869)、0-14、における「図 OECD

- による授業料と公的補助（奨学金）水準の高低による4モデル」(p.3)を参照のこと。
- 28) 前掲2)、渡部昭男(2016)。
- 29) 給付型奨学金制度の創設経緯として、文部科学省は、「参考ニッポン一億総活躍プラン(2016.6.2.閣議決定)」「未来への投資を実現する経済対策(2016.8.2.閣議決定)」「第192回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(2016.9.26.)」を挙げることが多い。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryu/_icsFiles/afidfile/2016/10/28/1378453_05.pdf(2017年9月19日閲覧)
- なお、「給付型奨学金制度検討チーム」による検討については、文部科学省「給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>」(2016.12.19.)http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/_icsFiles/afidfile/2016/12/19/1380717_2_1.pdf(2017年9月19日閲覧)
- 30) 文部科学省「平成29年度文部科学関係概算要求のポイント」。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afidfile/2016/08/30/1376641_1.pdf(2017年9月19日閲覧)
- 31) 文部科学省「平成29年度 予算(案)主要事項」。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afidfile/2017/01/12/1381131_02_1.pdf(2017年9月19日閲覧)
- 32) 日本学生支援機構「奨学金の制度(給付型)」。<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/info.html>(2017年9月19日閲覧)
- 33) 基準策定や選考・推薦を委ねられた高校等の現場からは少なくない課題が指摘されている。例えば、推薦者を報告する際に推薦枠の範囲を越えて何人の希望があったかという記載欄がないという。これでは、将来的に対象枠を拡大するための基礎データが蓄積されず、制度を拡充することに繋がらないのではないかと危惧されている。白波瀬正人(2017)「高校現場からみた『高校等就学支援金制度』及び『給付型奨学金制度』(「漸進的無償化」科研2017公開研(4)、2017.9.10.)
- 34) 松野博文部科学大臣は「国立大学においては国費による授業料免除制度が整備されていることから、免除を受けた国立大学生については、給付額の減額を含め調整することが公平性の観点からも適当であると考えています。／具体的には、自宅生については、月額2万円のところ、支給しないこととし、自宅外生については、月額3万円のところ、月額3万円とすることを検討しております。その上で、給付型奨学金の対象者が国立大学に進学する場合には原則授業料の全額免除を行うこととし、そのことが進学前の段階であらかじめ見できるようにすることが望ましいと考えており、今後、関係団体と調整をしていきたいと考えております。」と答弁している。これに対して、宮本徹議員は「給付制奨学金の対象となる住民税非課税世帯というのは、国立大学でいえば全員が授業料減免の対象に既になっております。つまり、国立大自宅生は本当に誰一人ももらえないという話ですよ。これは羊頭狗肉、看板に偽りありませんか。」と批判している。国会会議録検索システム「第193回国会・衆議院 - 予算委員会議事録第3号」(2017.1.27.)<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/193/0018/19301270018003.pdf>(2017年9月20日閲覧)
- 35) 前掲26)、前一平(2017)、70。
- 36) 衆議院文部科学委員会「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」。引用に際して、漢数字を算用数字に改めた。http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaAE55C6989949EFBF492580EC001C91B5.htm(2017年9月20日閲覧)
- 参議院文教科学委員会「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」でもほぼ同様の13点にわたる指摘がなされている。http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/193/f068_03301.pdf(2017年9月20日閲覧)
- 37) 例えば、給付型奨学金研究会(2016)『大学進学のための全国“給付型”奨学金データブック最新版』産学社は、「大学・自治体・企業などによる“返さなくてよい”奨学金1700以上を網羅した初の本」と謳っている。なお、日本学生支援機構は「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」が検索できるサイトを運営している。http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/(2017年9月23日閲覧)(2017年9月23日閲覧)
- 38) 総務省自治財政局長「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(通知)」(2015.4.10.)http://www.soumu.go.jp/main_content/000353689.pdf(2017年9月23日閲覧)
- 内閣府文部科学省高等教育局長「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(通知)」(2015.4.10.)http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1357396.htm(2017年9月23日閲覧)
- 日本学生支援機構「地方公共団体の返還支援制度」。<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html>(2017年9月23日閲覧)
- 39) 鳥取県「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」。支援人員は充足した2015年度が150人、2016年度からは180人に拡大された。支援業種は、製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業に広がり、2017年度からは保育士・幼稚園教諭が追加されている。高専生、短大生、大学生、大学院生、卒業生(35歳未満)が対象で、学生は卒業年の前年度(4年制大学なら3年生)から認定申請できる。無利子学生ローンの場合は返還総額(既卒者の場合は返還残額)の1/2の範囲で、大学院・薬学部(6年制)は216万円、大学(4年制)は144万円、高専・短大(2年制)は72万円を、有利子ローンの場合は利子を除く返還総額(既卒者の場合は返還残額)の1/2の範囲で、大学院・薬学部は108万円、大学は72万円、高専・短大は36万円を上限に助成を行う。助成期間は、鳥取県内の対象業種へ就職してから8年間である。<http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>(2017年9月23日閲覧)
- 40) 京都府「就労・奨学金返済一体型支援事業費」。具体的には、従業員の奨学金の返済支援制度を設けている府内の中小企業に対して、企業負担額の1/2以内(年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内)の範囲においてを、対象者一人につき最大6年間、就職後1～3年は上限9万円/年、年齢

- 制限はなく、就職後4～6年は上限6万円／年を補助する仕組みである(2017年度当初予算は1億875万円)。研究分担者である細川孝氏よりご教示いただいた。<http://asukyo.pref.kyoto.lg.jp/projects/967> (2017年9月23日閲覧)
- 京都府「就労・奨学金返済一体型支援事業の申請受付開始について」。<http://www.pref.kyoto.jp/koho/kaiken/documents/2908040001.pdf> (2017年9月23日閲覧)
- 41) 例えば、早稲田大学学生参画・ジョブセンターでは、「キャンパスで学び、働き、成長する」というキャッチコピーを掲げ、「スチューデント・ジョブを中心とする情報の一括管理」を進めている。<http://www.waseda.jp/sjc/top/offer/> (2017年9月23日閲覧)
- 42) 研究分担者である渡部(君和田)容子氏(近畿大学)の論考(2014)「地方県における高等教育等に係る施策と経営」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』見洋書房、139-166、同(2015)「地方県における保育士の養成・確保施策に係る動向」『大学評価学会年報』(11)、212-220、報告(2017)「『漸進的無償化プログラム』中間提案に関連する地方施策—鳥取県を事例に—」(日本教育学会第76回大会ラウンドテーブル企画「『漸進的無償化プログラム』の中間提案—教育学と経営学による共創作業—」[「漸進的無償化」科研2017公開研(2)、2017.8.25。])、同じく國本真吾氏(鳥取短期大学)の論考(2016)「地方版総合戦略における高等教育関連施策の位置づけ—鳥取県内市町村の総合戦略を例に—」『地域交流』(1)、5-16、同(2017)「地方県における高等教育の漸進的無償化への接近—鳥取県内における例を中心に—」『地域交流』(2)、1-6、を参照のこと。
- 43) 鳥取大学「『鳥取大学修学支援事業基金がスタートしました」<http://www.tottori-u.ac.jp/item/14888.htm> (2017年9月24日閲覧)
- 44) 公益財団法人鳥取県育英会「学生寮」。<http://www.tottori-ryo.or.jp/> (2017年9月24日閲覧)
- 45) 公立鳥取環境大学「鳥取県内出身学生生活支援制度」。<https://www.kankyo-u.ac.jp/campuslife/payment/> (2017年9月24日閲覧)
- 46) 鳥取大学「新入生ふれあい朝食会を開催しました」。<http://www.tottori-u.ac.jp/item/14992.htm#ContentPane> (2017年9月24日閲覧)
- 47) 立命館大学「行ってみよう!始めよう!100円朝食 LIFE!」。<http://www.ritsumei.ac.jp/rs/category/imaritsu/140627/manual.html/> (2017年9月24日閲覧)
- 48) 鳥取大学「平成28年『就活支援バス』を運行します」。<http://www.tottori-u.ac.jp/item/14000.htm> (2017年9月24日閲覧)
- 49) 長野県「信州でインターンシップ応援補助金」。<http://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/koyou/internship.html> (2017年9月24日閲覧)
- 50) 鳥取県「鳥取県の創業支援策の紹介」。<http://www.pref.tottori.lg.jp/251758.htm> (2017年9月24日閲覧)
- 51) 西川治氏より、反貧困ネットワーク神奈川(2017)「生活保護世帯から大学・専門学校へ進学するために」をご教示いただいた。http://wriver.my.coocan.jp/gakuhi/leaf_seiho_shingaku.pdf (2017年9月24日閲覧)
- 52) 広井良典(2009)「教育と『人生前半の社会保障』—生活保障の観点から見た教育と今後の展望—」(第9回教育再生懇談会資料[2009.4.17。])http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/kaisai/dai9/siryou7.pdf (2017年9月24日閲覧)
- 広井良典(2017)「『定常型社会=持続可能な福祉社会』の構想—教育と『人生前半の社会保障』にふれつつ—」(「漸進的無償化」特研2017公開研(6)、2017.12.18.)
- 53) 本稿は、渡部昭男の報告(2017)「『漸進的無償化プログラム』の中間提案—教育学と経営学による共創作業— 補足資料」(日本教育学会第76回大会ラウンドテーブル企画「『漸進的無償化プログラム』の中間提案—教育学と経営学による共創作業—」[「漸進的無償化」科研2017公開研(2)、2017.8.25。])に加筆修正したものである。
- なお、「教育無償化」改憲論などに関連して、ラジオ番組や新聞取材において以下のような発言をこれまでに行っている。渡部昭男「果たして、教育無償化に憲法改正は必要なのか?」(J-WAVE「JAM THE WORLDJAM」2017年5月12日放送インタビュー)、渡部昭男「問題すり替えに危機感」(毎日新聞[東京本社など]2017年5月12日朝刊「教育無償化『改憲なくても実現』九条とセットに違和感」取材コメント)、渡部昭男「趣旨に沿った判決」(毎日新聞[大阪本社]2017年8月29日朝刊「朝鮮学校無償化 大阪地裁判決/教育への政治介入警鐘/機会均等から逸脱批判」取材コメント)、渡部昭男「すでに法律に理念はある」(毎日新聞2017年9月8日朝刊「オピニオン 論点憲法70年シリーズ 教育無償化の道は」インタビュー)、渡部昭男「改憲の意味見いだせず」(神戸新聞2018年2月22日朝刊「改憲案に『教育環境整備』/自民本部、無償化は見送り」共同通信社インタビュー・配信)。また、渡部昭男(2017)「『教育無償化』論戦の経緯と特徴—2016年第190回～2017年第193回国会審議から—」神戸大学学術成果リポジトリ kernel アップデータを参照のこと。